

文化財庭園保存技術の継承

Inheritance of garden conservation techniques as cultural properties

吉村 悠
YOSHIMURA Yu

1. 序論

(1)研究の背景

1975年の文化財保護法改正により選定保存技術が創設された。「文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定（文化財保護法百四十七条）」するものである。選定にあたり保持者及び保存団体が認定される。2021年1月1日時点で77件が選定されている。

選定保存技術制度の創設により、文化財は保存に必要な道具の製作や修理・材料の調達等も保護の対象とすることで、文化財を包括的に保護する仕組みが整えられた。また認定される保存団体は技術及び技能の保存を目的とした事業を行うことを条件としており、文化財保護を担う後継者の育成に繋がる。

2002年には、文化財庭園保存技術が選定保存技術に選定され、保存団体として文化財庭園保存技術者協議会（以下：「庭技協」）が認定された。

文化財庭園保存技術とは「文化財に指定されている庭園を維持管理し後世に伝承するための技術¹⁾」である。「庭技協」は文化財庭園保存技術の保存と継承を目的に19年間活動を続けている。

(2)研究の位置づけと目的

庭園に関する既往研究は、時代的変遷における庭園史²⁾をはじめ、作庭家に注目した庭園景観や個別の庭園を対象とした管理に関わる事例研究³⁾、庭園の保護制度に関する研究⁴⁾などがある。庭園を管理する庭園技術者を対象とした研究として、仲(2006)は「庭技協」創設後4年間に実施された研修の内容を分析したが⁵⁾、「庭技協」発足時から現代に至るまでの活動の変遷を対象にした研究はない。

本研究では「庭技協」の研修を対象に文化財庭園保存技術の継承の現状と変遷を明らかにすることを目的とする。

2. 文献に見る庭園の保存

庭園とは、「祭祀・儀式の場として、あるいは鑑賞の場として、一定の空間的・時間的美意識のもとに造形される野外空間であり、おもに、土・石・植物・水などの自然材料を用いて作られる⁶⁾」。とされる。

特に植栽は生きている構成要素であることから、時間と共に生長し庭園景観を変化させる。植栽の管理において山田(2010)は、庭園景観の変化は、景観維持を行うための日常管理の変化と、台風等の自然災害等がもたらす変化があったとした⁷⁾。また吉村(2017)は、植栽管理は、作庭意図や庭園の本質的価値と密接に関係するとした。そして植栽整備において、庭園のあるべき姿や空間性を取り戻す管理を修復剪定と定義し、保存修理事業を実施した⁸⁾。

庭園の管理は、計画的に実施されることが望ましいとされる⁹⁾。庭園景観を維持するためには生長する植栽の管理や、護岸石組等の毀損部の修復が日常的あるいは定期的に行われなければならない。そのため、対象とする庭園の調査が必要である。また管理を行う庭園技術者は、あらゆる局面に対応できる知識と技術が求められる。

地割り管理や水に関連する部分の管理は、所有者による情報や、有識者等の知見を基に、計画が立てられ、庭園技術者によって実施される。修復工事や管理がされないと、土や落葉の堆積や護岸石組の損傷により、庭園の骨格が不明瞭となる。そして、その上の植栽やその他構造物にも支障をきたす。地割りや護岸石組は日常的な経過観察が求められ、毀損時にはその都度修復が実施されることで、地割りの形状が整えられる。

3. 文化財庭園保存技術

(1)文化財庭園保存技術概要

文化財庭園保存技術は「庭園の造形形状を決める

地割技術、形状に骨格を与える石組み技術、主たる景を形成する水処理技術、景を飾る植物管理技術、景に変化を与える構造物・石造物の管理技術、庭園空間を整える小仕事技術¹⁰⁾である。7つの技術を組み合わせながら庭園の維持管理に当たる。(表1)。

表1 文化財庭園保存技術の分類

技術名	技術内容
地割り管理技術及び発掘庭園修復技術	築山や池といった庭園の形状を維持・修復する
石組み管理技術	景石や池の護岸石組、滝石組、蹲踞などの石組を維持・修復する
水処理管理技術	池や流れなどの給排水の管理や漏水の防止と共に、水質・植栽を維持する
植栽管理技術	樹木の剪定・整姿など樹木や草本・地被類の形状・生育を適切に維持する
庭園構造物管理技術	橋や垣根、露地の中門・腰掛などの木造構造物を維持・修復する
庭園石造物管理技術	灯籠や石塔、手水鉢などの石造構造物を維持・修復する
小仕事技術	延段や漆喰の叩きなど、庭園の各所で用いられる構成物を維持・修復する

(2)文化財庭園保存技術者協議会

文化財庭園保存技術者協議会は2002年2月に設立された。同年7月に選定保存技術として文化財庭園保存技術が選定され、その保存団体として「庭技協」が認定された。

「庭技協」の目的及び責務は「文化財に指定されている伝統的な日本庭園を将来に伝承するために必要な技術を有する技術者（庭師）が、もてる技術を生かして文化財庭園の適切な保存に当たるとともに、その技術のさらなる向上のための研鑽と、構成員相互に必要な情報を交換することを目的とし、その獲得した技術を的確に次世代に継承するための諸事業を行うことを責務とする。¹¹⁾」とされており、技術研修等の事業を現在まで実施している。「庭技協」設立以前は、日本各地の庭園技術者が一堂に会して、地域の技術を学び共有する場が無かった。このため、地域の特徴的な技術が広まらないという課題や、文化財庭園を適切に管理できる庭園技術者が不足する状況にあった。このような状況に危機感を持った吉川^{注1)}は、文化財庭園の管理や整備方法を熟知してい

る庭園技術者を集め、庭園技術者の育成を目的とした協議会設立の必要性について説いた¹²⁾。2002年1月26日に設立発起人会が開催され、同年2月11日に京都市で設立総会が開催され「庭技協」が発足した¹³⁾。

(3)会員

「庭技協」の会員は、正会員・準会員・準会員補・研修会員・支援会員・賛助会員・評議会員によって構成される。この中で庭園管理や修復等の実務を行う庭園技術者は、正会員・準会員・準会員補・研修会員である。庭園技術者の会員資格は、「庭技協」の会則によりこれまでの庭園管理の実績により、分類される(表2)。

表2 会員資格

会員資格	内容
正会員	現場での工事等を実践する技術者であり、技術に関して指導指揮する立場にあるもので会則の条件を満たすもの
準会員	正会員に準じる技能を有するもので、文化財庭園の保存のために必要な技術を継承しようとするもので会則の条件を満たすもの
準会員補	準会員の規定に満たない技術者で、庭園管理等実務に20年以上の経験を有するものであるもの
研修会員	準会員補に満たない技術者で、研修事業に参加するもの
賛助会員	「庭技協」の趣旨に賛同する者
支援会員	「庭技協」正会員及び準会員が所属する事業所。「庭技協」が目的を遂行するために必要な支援をする
評議会員	学識経験者など「庭技協」の目的を遂行するために必要な知識を有する人

(4)「庭技協」の研修概要

「庭技協」は文化財庭園を対象に研修会を実施する。研修の種類は、主に植栽管理を中心とした実技技能研修、講義・見学等を行う教養研修、地域的特性の理解に重点を置いた実地技能研修が行われる。これらの研修は1～3日間行われ、短期研修と呼ばれる。2011年から文化庁の「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」による長期研修が始まった。この研修は約8日間行われる。

2002年から2020年までの研修に平均33名延べ160名の庭園技術者が参加した。

2002年から2020年で実施された研修は、31都府県で計194回である。その中で近畿地方が104回実施され、最も多く、次いで関東地方28回、東北地方24回であった。中部地方は17回でありその半数が静岡県で実施された。九州沖縄地方では12回、中国地方4回、四国地方5回と研修開催回数が少ない。北海道では研修の開催は行われていない。

技術研修では、指導育成を円滑に実施するために班構成が行われ進められる。班は、正会員を指導的立場とし、準会員・準会員補・研修会員から構成される。1つの班は8名から10名程度である。様々な正会員の技術を学ぶことができる様、事務局によって班が作成される。

(5)文化財庭園フォーラム

「庭技協」は2004年から2019年にかけて文化財庭園フォーラムを毎年開催している（写真1）。これは地域住民に向けた文化財庭園と文化財庭園保存技術に関する普及啓発事業である。フォーラムは、「庭技協」の研修対象地となった庭園等で開催される。これまで16回開催され、このうち7回は東北地方であった。2011年の東日本大震災の震災復興の一助として、5年連続で東北地方を研修対象地としたことが件数の多い要因である。フォーラムは開催地の住民を対象にしており、保存・修復技術を見学する文化財庭園保存管理技術見学会と、技術の継承等を議論するシンポジウムやパネルディスカッションが実施される。庭園を通じて地域文化の価値を再認識し、今後の維持管理に向けた課題が共有された。

2014年から2019年に開催された6回のアンケート調査では、参加者から「現実の庭園を見て、説明を受けて、作業を見ること。これ以上の学習教材は無いと思います。」という意見もあった。フォーラムの開催が、地域住民の文化財庭園保存技術の理解促進に繋がっている。



写真1 文化財庭園フォーラム様子

4章 7つの技術に関する研修内容

2012年から2019年に開催された長期研修を対象に、7つの技術の実施回数について整理した（表3）。13個所の庭園で計14回技術研修が実施された。各年度の報告書に記載されている技術研修の有無について確認した^{注2}。報告書内で技術研修の内容が記載されていれば、1件とみなす。報告書内で技術研修の記載がない場合は、実施されていないため0件とする。

表3 7つの技術実施回数

技術内容	実施回数
地割り管理及び発掘庭園修復技術	12件
石組み管理技術	6件
水処理管理技術	6件
植栽管理技術	14件
庭園構造物管理技術	5件
庭園石造物管理技術	5件
小仕事技術	0件

植栽管理技術がすべての研修で実施され、次いで地割り管理及び発掘庭園修復技術が12件だった。そして石組み管理技術・水処理管理技術・庭園構造物管理技術・庭園石造物管理技術は5件から6件の実施回数であった。

7つに分類された各技術研修の実施回数と、管理内容の重要性から、文化財庭園の管理には優先順位があると考え（図1）。

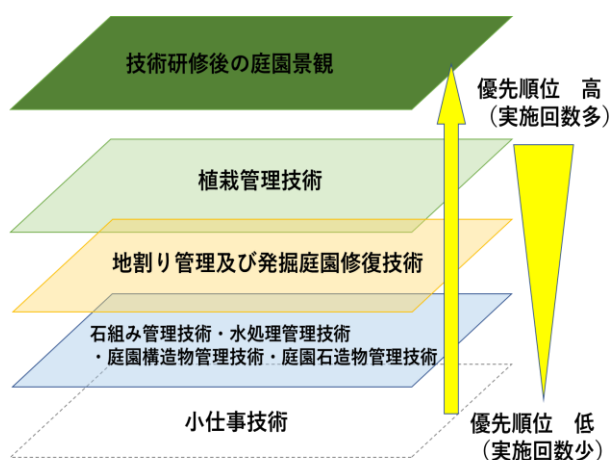


図1 文化財庭園保存技術優先順位

技術研修内容では、植栽管理技術が全庭園で実施された。植栽管理が十分に行われていない庭園は、

植栽が生長し枝葉が庭園景観を遮閉することや、根上り等で護岸石組の損傷の原因になることが確認できた。植栽管理技術では、剪定や植栽の除去により、庭園景観を維持している。庭園の空間性を不明瞭にするのは、生きている構成要素である植栽の影響が大きいためであると考えられる。



写真2 植栽剪定の様子

庭園の造形形状を維持修復する地割り管理及び発掘庭園修復技術は、14件中12件で実施された。堆積土や腐葉土は作庭時の地割りの形状を不明瞭にする。堆積土や腐葉土を除去することで、土で覆われていた景石や地形が明瞭になる。



写真3 堆積土除去の様子

地割り管理及び発掘庭園修復技術の研修により、石組の傾倒や漏水部分を発見することができ、連続して他の技術の修理が行われる場合もあることから、各技術とのつながりで成立する部分もあった。また石組み管理技術・水処理管理技術・庭園構造物管理技術・庭園石造物管理技術には実施される条件があることが明らかになった。小仕事技術は実施されなかったものの、補完的な役割がある事が確認された。



写真4 水処理管理技術(漏水部分修復)

5章 研修参加者の意識

(1)研修形態の変遷

聞き取り調査と報告書の分析から「庭技協」の研修は、文化庁からの補助や正会員の意向によって方針が変化したことが明らかになった(図2)。

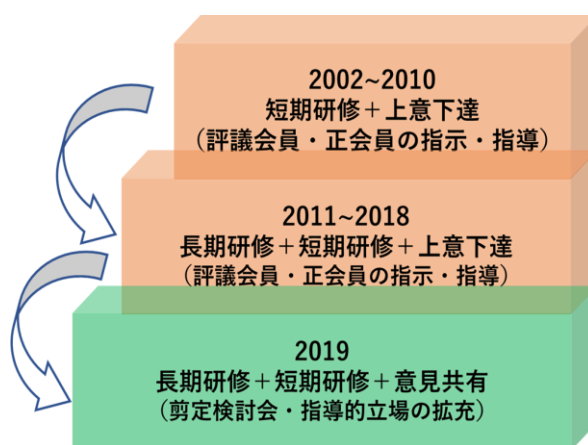


図2 研修形態の変遷

「庭技協」創設時の2002年から2010年までの技術研修の形態は、評議員や正会員による上意下達による短期研修が実施された。短期研修では主に植栽管理技術が重点的に実施された。その他の技術は見学会等での説明があった。

2011年から2018年は、文化庁の「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」により、長期研修が可能となった。これまで日程的な原因で庭園の一部のみの実務の研修であったが、時間的な余裕が出来たことから、庭園の全体を対象とした実務研修が可能となった。指導は変わらず上意下達を中心に研修が進められた。

2019年は、庭園技術者間で意見共有する剪定検討会という機会を設け、研修体制が変化した。また評

議会員・正会員に加え準会員が指導的立場を担うようになった。



写真5 剪定検討会様子

「庭技協」の研修は庭園の一部から全体を対象としたものに変化した。また庭園技術者の意見交換が重視されるようになった。指導的立場を準会員まで拡充したことで今後の指導者の育成も対象となった。

(2)研修参加者の意見と指導

報告書に掲載された感想を整理し分析した。また指導的立場である正会員5名を対象に、ヒアリング調査を実施した。

指導的立場の評議会員や正会員は、庭園の価値に注目しており、正会員は作業内容を網羅的に把握していることが分かった。準会員は、庭園の価値と植栽の剪定や掃除に着目していた。また2019年からは、指導的立場の拡大により、庭園技術者の姿勢について注目していた。準会員補・研修会員は植栽管理を主とした実務内容について注目する一方、庭園の歴史的背景や立地環境に関する意見が少なかった(図3)。

庭園のあるべき姿	
準会員補・研修会員(実務)	指導と意見共有
作業内容に注目 主に植栽管理の影響と剪定・掃除	
準会員(実務・指導)	
庭園の価値・作業内容に注目 2019年から指導的立場になり、 参加者の姿勢にも注目	
正会員(指導的立場)	指導と意見共有
庭園の価値と作業内容を網羅的に注目	
評議会員(指導的立場)	指導と意見共有
庭園の価値に注目	

図3 参加者の意見と文化財庭園保存技術の指導

正会員へのヒアリング調査では、文化財庭園保存技術で重要なことは、庭園が位置する地域性や風土、歴史的背景といった庭園を取り巻く環境を理解したうえで、文化財庭園の管理や修復を行うことが文化財庭園保存技術であるという意見があった。

指導的立場の評議会員や正会員が庭園技術者に指導を行うことで地域性や歴史的背景という価値を伝えることができる。さらに、庭園技術者間の意見共有の場を設けることで、共通認識をもって技術研修に取り組むことができる(図3)。



写真6 指導風景

6章 結論

「庭技協」は文化財庭園保存技術の保存団体として、技術の後継者育成を目的に研修活動を19年続けている。「庭技協」の活動の変遷を整理し分析することで、これまで様々な取り組みが実施されていることが明らかになった。

文化財庭園保存技術を用いた庭園の管理は、庭園技術者による技術の体得と共通認識によって保護された。保存団体として活動する「庭技協」では、段階を経た研修活動によって庭園技術者が技術を体得した。そして「庭技協」内で指導や意見共有が行われることで、庭園技術者が共通認識をもって庭園を管理することが確認できた(図4)。

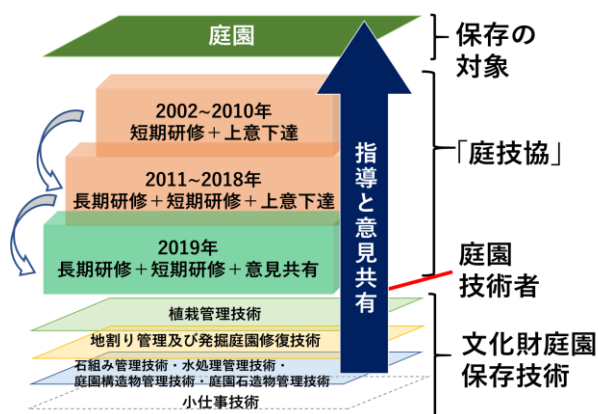


図4「庭技協」における庭園保存の関係性

また文化財庭園フォーラムの成果として対象庭園周辺の住民が、文化財庭園の価値を再認識することができただけでなく、文化財庭園保存技術の有用性が地域で示された。

庭園技術者が文化財庭園保存技術を理解し「庭技協」による段階を経た研修で指導や意見交換が行われることで文化財庭園保存技術が継承される。

「庭技協」で技術や知見を体得した庭園技術者が、各造園会社に文化財庭園保存技術を持ち帰ることが普及に繋がる。文化財庭園保存技術を保持する唯一の団体である「庭技協」が、技術研修を通して文化財庭園保存技術の継承と普及啓発を継続することが、包括的な庭園の保護に繋がると考える。

今後、文化財庭園保存技術を継承し、地域的な特徴を広めるためには、映像資料の活用と技術研修の開催時期について検討する必要がある。

これまでの研修開催地と研修実施時期は、長期研修は東北地方を中心に主に6月行われ、短期研修は主に1～3月、10～11月に近畿地方を中心に実施された。ヒアリング調査では、雪国と雪国ではない地域の植栽剪定に違いがあるとされた。しかし、これまでの研修開催地と研修時期では、これから冬を迎える或いは冬の期間の雪国での研修は実施されてこなかった。管理は行われてこなかった。研修内容だけではなく、研修の開催時期や地域の設定についても検討する必要があると考える。

脚注

注1 吉川需、大正5年4月29日生まれ。東京帝国大学農学部農学科卒業。昭和26年に文化財保護委員会に出向し、昭和39年文化財調査官となる。昭和42年主任文化財調査官となる。文化庁を定年退官するまで庭園の調査研究、文化財遺構の発掘調査、復

元整備に尽力した。学会活動は、日本造園学会評議員・理事・監事・副会長を歴任し、昭和54年に日本造園学会会長となる。委員会等での活動は、文化財保護審議会専門委員（第3専門調査会会長）、（財）日本ナショナルトラスト専門委員、文化財指定庭園保護協議会会長などを務めた。

注2 整理方法は、「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業文化財庭園保存技術研修報告書」を用いる。報告書では、庭園技術者によって実施された技術研修が、7つの技術に分類され記載される。

参考文献

- 文化庁文化財部記念物課:史跡等整備のてびき—保存と活用のため—【技術編】 p.171 2005
- 森蘊『日本の庭園』集英社 pp.123-236 1968
- 今江秀史:「用途変更した庭園における整備・保存活用計画の制定と運用—京都市指定名勝並河家住宅庭園を事例として」日本庭園学会 16号 pp.85-90 頁 2007
- 平澤毅:「名勝庭園の歴史と展望」日本庭園学誌巻17号 pp.111-128 2007
- 仲隆裕:「文化財庭園の保存管理技術を巡って—文化財庭園保存技術者協議会の試み—」月刊文化財庭園の保護 第一法規株式会社 pp.34-38 2006
- 小野健吉:「岩波日本庭園辞典」p.211 2004
- 山田拓広:「桂離宮庭園の樹木景観の変遷に関する一考察」ランドスケープ研究 73(5) pp.367-372 2010
- 吉村龍二:「文化財庭園保存修理における植栽整備(修復剪定) 名勝依水園保存修理事業を事例にして」 pp.79-82 2017
- 中島宏:「東京都における文化財庭園の管理について」『都市公園第一〇八号』財団法人東京都公園協会 pp.10-18 1990
- 選定保存技術保存団体文化財庭園保存技術者協議会 HP <http://www.teigikyo.net/2_kaisoku.html> 2021年1月18日アクセス
- 文化財庭園保存技術者協議会会則 第2条(目的及び責務)
- 文化財庭園保存技術者協議会:文化財庭園保存技術者協議会会報 第25号 2015
- 文化財庭園保存技術者協議会:文化財庭園保存技術者協議会会報 創刊号 2002
- 文化財庭園保存技術者協議会:『「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」文化財庭園保存技術研修報告書—名勝旧亀石坊庭園—』p.61 2016
- 文化財庭園保存技術者協議会:「次代の文化を創造する新進芸術家育成 文化財庭園保存技術 研修報告書—如法寺庭園・臥龍山荘庭園—」 pp.63-87 2018
- 文化財庭園保存技術者協議会:「次代の文化を創造する新進芸術家育成 文化財庭園保存技術 研修報告書—岡山家住宅庭園—」 pp.61-83 2019